

先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和8年度診療報酬改定により、7月1日から、後発医薬品があるにもかかわらず、先発医薬品（長期収載品）の投与を患者さんが希望された場合、その差額の2分の1を選定療養費として自己負担していただきます。

保険給付の自己負担と選定療養費（消費税付）を併せて当院（院内処方）または調剤薬局（院外処方）でお支払いいただきますのでご了承ください。

【特別の料金の計算について】



※ 医師が医療上必要と判断した場合、後発医薬品の提供が困難な場合、入院患者さんの場合は、選定療養費のご負担はありません。